

公立学校共済組合保険料・掛金・負担金率一覧表

令和 5 年 4 月 1 日【遡及改正版】

(単位：千分率)

改正点：厚生年金保険基礎年金拠出金に係る公的負担率を40.9‰から36.0‰に遡及改正

			組合員保険料 ・負担金	掛 金			負 担 金						備 考			
			厚生年金保険	退職等年金	短期	短期 ※ (後期高齢者)	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	短期 ※ (後期高齢者)			介護	
《標準報酬月額・標準期末手当等》	一般組合員		183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)	4.07	8.00	36.0 育児休業等期間中 36.0	7.5	0.099 育児休業等期間中 0.099	48.11 (46.6 +1.41+ 0.1) 育児休業等期間中 0.1	4.17 (4.07 +0.1)	8.00	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.099 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 36.0 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.1 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期 88,000円 短期 58,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累 計額の上限 【経長】・・・経過の長期 【厚年】・・・厚生年金保険		
	短期組合員															
	船員組合員				46.05 (44.64 +1.41)			36.0 育児休業等期間中 36.0			50.07 (48.56 +1.41+ 0.1) 育児休業等期間中 0.1					
	特別職組合員										48.11 (46.6 +1.41+ 0.1)					
	組合役員															
	組合職員							—								
	地方独立行政法人	役員組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)				7.5	0.099 育児休業等期間中 0.099	48.01 (46.6 +1.41)	4.07				
		一般組合員														
	派遣職員							(都)36.0			48.01 (46.6 +1.41) (都)0.1 育児休業等期間中 (都)0.1	4.07				
	職員団体専従									—	48.01 (46.6 +1.41) (都)0.1				(都)0.1	
任意継続組合員				93.2	16.0							平均標準報酬月額	410,000円			

◎追加費用負担金率（対標準報酬月額）・・・ 義務（厚生年金分）24.7/1,000（経過の長期給付分）2.2/1,000、非義務（厚生年金分）15.9/1,000（経過の長期給付分）1.6/1,000
◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金（保険料(掛金)と同率）（育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで）
◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
◎事務費負担金(区立幼稚園教職員、地方独立行政法人教職員の一般組合員)・・・ 年額 6,340円 月単位 528.33円
◎子ども・子育て拠出金（対標準報酬月額・対標準期末手当等）・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ（育児休業による掛金免除期間中は免除）
◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
※後期高齢者医療制度の被保険者である組合員

5公立東京福第2号
5公立東京福第980号